

1. 法学の定義

2. 法学分野に固有の特性

- 1. 法学の一般的性格
- 2. わが国の法学に特有の性格
 - i) 学問

3頁: ii) 大学における法学教育が予定する人材

4頁 このようなわが国の伝統的な大学での法学の研究・教育は、わが国の社会が「法治国家」として発展するためには極めて重要な役割を果たしてきたし、そのような状況は今日においても少しも変わっていない。わが国の社会が法治国家として成り立つためには単に少数の法律専門家としての法技術を有する「法曹」が存在するだけでは不十分であり、社会の様々な分野において必要な専門的知識を持った人材が継続的に育成され供給されなければならない。また更に広く法的知識を有する市民が広い範囲で存在することも安定した民主主義に基づく法治社会を形成し維持する上で不可欠である。わが国の大学における法学の専門教育は、このような幅広い知識を有する人材として、国家公務員、地方自治体職員、一般私企業などで法律問題に携わる者等、社会の様々な分野で、日常的に生じる様々な法的問題を的確に処理する能力を持ち、様々な人的組織を合理的にリードすることができる能力を有する人材の養成を主要目的としてきた。そこでは、各分野で極めて異なる個別具体的な細かな法的知識や法技術の習得を直接の目的とするのではなく、むしろジェネラリストとして活躍しうるための広い視野に立った大局的判断力を有する人材の育成が目的とされ、そのために必要な能力の取得が期待され、その基礎になる「法的素養」の涵養が主眼とされ、重視されている。

4頁 iii) 法学教育の問題点と今後の方向

今日の大学における法学教育を考えるに際しては、大学が置かれている環境、及びそこでの法学教育の現状を無視することはできない。

今日の日本社会ではとりわけ国内的にも社会の法化現象が著しく進展し、また経済のグローバル化に伴う国際的な法的問題の処理の必要性が著しく増大している。そこでこのような新たな社会現象に対応しうる能力を持った「法曹」を養成する必要性が高まっており、このような養成に対処する、特に司法制度改革の一環として、「法曹」に特化した人材を養成するための教育機関として法科大学院が設けられている。そこで、このような現状の中で大学の学部段階における法学教育の果たすべき役割とその意義が明確に位置づけられなければならない。新たに設けられた法科大学院は、専ら法律専門職としての「法曹」の養成に特化した目的をもって設けられている点が極めて重要である。本来、法曹の活動範囲は広範にわたるが、新設された法科大学院における教育の中心は依然としてわが国における伝統的法曹像を前提としており、そこで養成が予定される新たな法曹の主要な活動領域はこれまでと同様、司法試験科目との関連もあり、専ら「法廷活動」が念頭にお

コメント [広田照幸1]: 次項で課題と新たな方向を論じているので、ここで「予定する人材」とするのはおかしい。

かされている。その結果、法科大学院の教育もそれに直接関連する分野に限った実定法の解釈・運用を中心とした法技術の教育に集中する傾向が見られる。したがってそこで予定される法曹の扱う法律問題も、法曹一般の活動形態である伝統的な日常的な法業務である。そこでは、先進的な専門分野への果敢な取り組みや、グローバル化に伴って発生する様々な国際的な問題に積極的に従事する法曹養成のための教育ないしそれらに発展し得る教育は、制度的に予定されていない。これらの教育は、基本的にこれまでどおり専ら法学部、あるいはそれと連続する既存の大学院での教育に委ねられているのが現状である。

また、法科大学院における教育が主として実定法について法曹としての基本的なスキルの習得に特化していることから、法曹として最も必要とされるべき法学についての基本的な素養に関する教育についても、必ずしも法科大学院での教育に十分に組み込まれているとはいえない。これらはむしろ、学部段階で習得していることが前提とされているようでもあり、現行の法科大学院の教育内容は制度的に見れば、むしろ学部における適切な法学の基礎的教育の上に成り立っているといえる。

他方で、今日の社会では様々な分野で法的問題の処理が必要であり、これらの領域は社会の法化現象の進展によりますます拡大している。これらの処理は、もっぱら法的技術の専門家である狭義の「法曹」としての弁護士の扱う分野とはされておらず、そのためには更に別の様々な法律関連の専門職が設けられそれらに委ねられている。これらの「非法曹としての法律専門職」が扱う職業分野には、パラリーガルとしての裁判所における専門職員や刑事・民事事件に関わる様々な専門職員、登記やその他の登録や法律文書の作成などに関わる司法書士、弁理士、行政書士、国家・地方公務員の他、一般企業やその他の団体において生じる様々な法律問題の処理に携わる者等極めて多様・多彩であり、これらの職業に携わる者の多くが、大学における法学教育を受けた者によって占められている。|今後、法学の基本的な教育を受けたうえで、法曹以外の多様な法律関係に関わる職業や諸活動に従事する者への社会的な需要はますます拡大し続けるであろう。法科大学院の設置によってこのようなわが国の多様な法律専門職に関する体制や要請に大きな変化はなく、むしろ学部段階における法学教育の重要性はますます増大しているといえる。|

iv) わが国の法学の傾向

わが国の法学は、近年では、研究対象を裁判所で行われる法実務に必要な事項のみに対象を限定するのではなく、各実定法分野においても、研究対象をより広く法が社会で機能するあり方などをも視野に入れた研究がなされる傾向が顕著である。これは、わが国の大|学|における研究・教育が伝統的に狭義の法実務に限定されず、むしろ広く法律に関わる多彩な分野を対象としてきたこと、またさらには法学の研究・教育が制度的に「法学部」という形態をとる場合であっても、その構成は政治学をも包含し、あるいは法文学部や法経学部というかたちで複数の異なる分野を含む形で行われたことに顕著に見られる。このような体制は、法学教育の面でも、単に狭い意味での実定法のみ教育にとどまらず、より広く経済学や社会学などのほか広く人文科学をも学ぶことを推奨し、また制度的にも可能性を保障してきた点に特徴的である。

このようなわが国における法学の特異性は、急速に進展する社会で法学が果たすべき役割を考えると、極めて重要な意義を有する。進展する社会では、単に既存の法を所与のものとして考察の対象とするのでは不十分であり、むしろ、社会の進展や新たな要請に対

コメント [広田照幸2]: 「市民」の議論を補ってほしい。NPO, NGOの活動に関与する者、地域活動やボランティアなどに関わる者も増えている。

コメント [広田照幸3]: グローバルに活躍する人材を考えると、法科大学院よりもむしろ学部教育の持つ可能性が重要なのではないか。学部教育のポジティブな像。そういう記述は？

応した法の機能や新たな法による規律を確立するための立法学の構築が不可欠である。そのためには、法学と政策学、法学と経済学、経済政策学、環境法と様々な自然諸科学との連携、医療や薬品、食物の安全と法学との関わり等、法学以外の学問諸分野との強い連携・共同研究が不可欠であり、今後もこのような方向が追求されるべきであるが、そのような方向は法学教育にも反映されるべきである。

v. 法学研究・教育の諸分野

コメント [広田照幸4]: ここにもまた、グローバルな視点を入れてほしい。

3. 法学を学ぶすべての学生が身につけることを目指すべき基本的素養

- (1) 大学のユニバーサル化と法学教育
- (2) 考えられる基本的素養の内容
- (3) 特定の法学分野を深く学ぶことで得られる素養

刑事法学 刑法は、さまざまな法分野の中でも、感情的・情緒的判断や場当たりの思惟を排して、法の目的や存在理由に基礎をもつ合理的な論理を用いて一般化可能な結論を導出するための訓練をするのに、最も適した法分野であるといえよう。刑法とは、広義では、国の刑罰権行使をコントロールするための法的ルールの総体のことを指すが、社会一般の人々は、反社会的行動に対して過度の反応を示しがちであり、刑罰権行使を安易に認める方向に流れがちである。そのような場面で、合理性ある論理を駆使して一般化可能な結論を導く習性（エートス）を学生に身に付けさせることは、刑事法学の教育の中心に置かれるべきことである。

コメント [広田照幸5]: 長すぎる。他分野と同様の長さに縮約を。

書式変更: 蛍光ペン

書式変更: 蛍光ペン

刑法と刑事訴訟法の内容は、法益保護を通しての社会秩序の維持と、関係者、とりわけ犯人と疑われた者および犯人であると確認された者の人権・諸利益の保障との調整の上に成り立っており、しかも、利害の調整を人間の継続的な営みとして実現できるように、一定の法制度・法技術にまで高められているところに特色がある。法システム全般についていえることであるが、このように利害調整がそのつどの人の判断に委ねられるのではなく、法技術・法制度により実現される仕組みとなっていることを理解させることも、刑事法学の教育にあたりきわめて重要なことである。

また、刑事法学を学ばせることの1つの意義は、学生をして、普段はなかなかそこまで目が届かない、今の社会のあり方に気づかせることである。たとえば、海外旅行をするとき、航空会社のカウンターで、プリントアウトしたeチケットを見せて搭乗券をもらい、パスポートを示して出国手続をする。このとき、eチケット、搭乗券、パスポートがそれぞれ刑法上は「文書」として共通していること、それらが、その人についてのさまざまな事項を簡易に証明するための証拠として機能していることなどは、刑事法学（なかでも刑法各論）を学ぶことによりはじめて意識されることであろう。

さらにいえば、そもそも、およそ国が犯人を処罰するのはなぜ・何のためであるか、そうして刑を（たとえば、死刑を）科すことが正当化されるのかという刑法理論（犯罪と刑罰の基礎理論）は、法律家でなくても深く考えるべき事柄であり、刑事法学を学ぶ中で、過去と現在の諸見解と対決しつつ思索を深めることが可能である。このこともまた刑事法学を学ぶことのもつ重要な意義である。

1.3頁 人権感覚の向上 法学の基本は、各人が犯すことのできない基本的人権を保有

し、それを最大限尊重すべきことにある。憲法を始めた様々な法制度において、このような基本的人権の尊重が極めて重要であることを学修するなかで、人権に配慮した行動への深い洞察と、様々な人びとの人権の向上への意識を養うことができる。

4. 学習方法及び学習成果の評価方法に関する基本的な考え方

(1) 大学のユニバーサル化と法学の専門教育

(2) 法学教育の方法

法学の教育方法に関しては従来からの伝統的な方法として、①比較的大人数での講義方式、②少数数による演習形式での教育、③卒業論文の作成指導などが行われてきた。またこのほかにも、④法学や広く社会科学に関する古典文献、その他の文献の講読がある。

これらのうち、①は、法に関する基本的な考え方や個別知識の教授に有益であり、今後その必要が全くなくなるとは考えられない。もっともその具体的方法は大いに検討される必要があり、教師の側からの一方的な教授の方法は必ずしも、学生の集中力を一定時間持続させることができず、また聴講する学生諸君がその内容を理解し得ているかの検証にも十分とはいえない。双方向的な授業による検証などを十分に取り込んで、聴講する学生の能力に合わせてそれを向上させるための方法の開発が不可欠である。また、双方向の方法により講義に参加するための事前の準備が極めて重要であり、その周知徹底の方策が確立されるべきである。

法学の教育では、法的判断に対して自己の意見を他人に明示し、異なる意見を持つ者との対話、説得を通じて結論を探究することが求められる。その為には自己の見解の明確化と議論や説得の能力の涵養が不可欠である。このためには、②の方法により、一人一人の能力を向上させるための取り組みが求められる。しかし、そのほかにも様々な教育方法が可能であろうし、その開発と実践、そしてその結果の検証によるさらなる改善方策の模索が重要であることはいままでもない。

さらに、③論文を作成することは、わが国の教育一般で必ずしも十分に論理的な文章の作成能力の涵養がなされていないことから重視すべき点である。このような作業とその適切な指導により、論理的な思考と文章表現能力を養うことができる。

④古典的文献の講読等は、今日の一般的な学生の文章読解力の程度などを考慮すると、極めて重要である。特に法学部学生が読むべき基本的な図書を推薦し、読むことを習慣づけること、その際また日本社会に大きな影響を与えた訴訟事件、司法関係者の活躍について書籍を読むこと等を通して法と社会の関係を具体的に理解させることも極めて有効と考えられる。

もっとも、法学の学修を実効的なものにするためには、現実にはいくつかの極めて困難な問題がある。その第一は、法学教育の目的が多様であり不明確であることに伴い、学生が抱く進路や目指す未来像が定まらないことから生じる、法学の専門教育の学修に対する具体的なインセンティブの希薄さにある。そのために、多くの法学の履修を始めた学生は、積極的な勉学意欲を持つことが困難であり専門教育への積極的な問題関心や学問的興味を得ることができない点にある。このことは、大学入学時及びそれに引き続いた初期のオリエンテーションが極めて重要であることを意味する。

また、法学の勉学は、大部分の学生にとって全く新たな勉学の方法を伴う。それは、法

書式変更：蛍光ペン

コメント [広田照幸6]: 新しい方法も書き加えてほしい。プロジェクト型の演習や講義、現場参加型授業など。⑤⑥などとして記述を。

コメント [広田照幸7]: 上で触れた新たな方法を⑤⑥として記述を。

学の学修方法が、大学入学以前に体験してきた様々な科目の勉学方法とは大きく異なっている点にある。法学が社会生活に直結し、しばしば「大人の学問」といわれるが、法学が持つ複雑さにいきなり直面して混乱するとともに、そこにある法論理や法理堀論のある種の抽象性による違和感を払拭することが困難だからである。また、これまで多くの法学分他の履修においては、様々な分化した専門法分野の履修が個別のカリキュラムに沿って求められてきたが、これら全体の鳥瞰図を与えるための方策が必ずしも十分ではなく、学生は海図なしに未知の大洋に送り出されたかの不安感をもち、自分が学修している分野の具体的な位置づけを得ることが極めて困難であることなどが**考えかたがえ**られる。**したがって、このような難点を払拭し、学生が置かれている学修の具体的な位置を把握することができるための方策を検討する必要がある。**

書式変更：蛍光ペン

コメント [広田照幸8]: この記述では弱すぎる。たとえば「抽象的な法理論と現実の身近な課題とを架橋するような授業内容の工夫や、法の実際を自分の問題として体験できるような機会も必要であろう。また、適切な読書の指針を示したり、学生たちの自主的な活動を促進したりすることなどで、学びに向けて明確なインセンティブの形成を支援することが有効であろう。それらは、個々の大学で様々な工夫されるべきである。」

(3) 評価の観点

法学教育に求められている多様性と、各大学で目的とする法学教育の具体像も一律ではないこととを前提とすれば、教育における獲得目標も各大学で異なるのは当然である。そこで、この様な前提の下で行われる法学教育の内容も多様であることから、そこでは各大学で、その大学での専門法学教育の具体的な目的を明確化することが必要である。その際、法学教育における基本的素養のうちで特に、それぞれの大学で強調する事項などが強調されることがあっても良い。

獲得目標を明確にすると共に、この目的に適合した教育方法の提示が重要であり、評価に際しては、目的の適切さ、目的とその実現の為の教育方法の関連性、その実現可能性などを考慮した評価方法の確立などが重要となる。さらに、このような大学の設定した目的に合わせて、大学における教育従事者が当該大学での教育目的を共有し、各担当科目でどのような工夫をしたか等を明らかにし、実践することが求められる。こうして大学自体及び個々の教育担当者の継続的な改善の試みとその評価・検証による共有化による自主的な教育改革への反映の努力もまた重要な評価点となりうる。

コメント [広田照幸9]: この項、きわめて記述が乏しい。5月29日に十分議論していただいて、それを書き込む必要がある。中教審委員2人から「評価の仕方の部分をしっかり書き込んでくれ」と言われた。

5. 市民性の涵養を巡る専門教育と教養教育の関わり

(1) 教養教育と法学専門教育との関係

大学における法学の専門教育では、「市民性の涵養」が極めて重要であり、この観点からは一般的な教養教育の意義が看過されてはならない。法律専門家のみならず様々な形で法的判断をする必要がある者にとっては、専門家である前に「市民」としての教養が不可欠である。また法的判断自体も社会生活に密着した判断であり、社会に対する基本的な知識・判断能力を備えることは法学を学びそれを社会で実践するうえで最も重要な事項である。それによって始めて、この様な基本的で適切な判断能力の涵養が得られるからである。

(2) 教養教育としての法学教育

i) 一般的法知識を有する市民の育成

法律職以外の、一般市民生活においても市民として社会生活を送る上での一般教養として法学教育は必須である。特に、憲法の定める民主主義、基本的人権の尊重などの理解は

全ての市民に不可欠な法的知識である。また、最近では、刑事事件において裁判員制度が導入されて、全ての市民が刑事裁判に関与する可能性があり、刑事裁判についての正確なものの考え方の普及も極めて重要である。更に、消費者として必要な基本知識としての消費者保護法の普及も極めて重要である。法学を学んだ者は、一般にこのような事項についての知識を有し、これを学んだことのない者にも易しく説明することができるのがひとつである。このことによってわが国における法的事項に関する一般のリテラシーが向上することに寄与すると考えられる。

ii) 法学の知識と他分野の教養との融合

法学は社会生活に直結し、専門的な法的判断を支える要素には単なる法的知識や素養だけではなく広く人文社会科学に関連した知見が不可欠である。歴史的にもわが国では、法文学部、法経学部という学部もあり、人文社会科学を広く学ぶことが奨励されてきたといえる。法学の学修に加えて法律科目以外の分野の学修は極めて重要であり、これらの習得も積極的に推奨されるべきである。他方で、狭義の法曹などの法律専門職とはいえない分野でも、それぞれの専門分野は社会生活上市民生活に不可欠の専門職である。これらにおいても法学の知見のみを孤立して習得するのではなく、他の分野における知見をも併せて学修することにより、自らの専門性を高めることができる。具体的な教育内容の設定においてこのような努力も高く評価されるべきである。

コメント [広田照幸10]: この項は独立させて、もっと書き込まれるべき。項目名はこれでよいか? 5月29日に議論してほしい。

(3) 法学部における専門教育の基礎としての一般法学教育

法学部における専門教育にあたり、その基礎として「一般法学」の教育を充実することもまたきわめて重要性である。法学の専門教育の分野は、前述のように多岐にわたるが、従来、法学の専門教育を行うにあたり、その全体を鳥瞰し、具体的法分野とその特色を明らかにする教育は必ずしも確立されてはいなかった。その為に、学生にとって、専門教育は断片的となり真の意味での理解に達しているとはいえず、各専門教育の効果も従前とは言い難い状態にあった。このような問題点を解決することは、専門教育の向上に有益であるといえる。法と社会の関わりを大きな視野から考察する機会を確保することは、自分が学修する専門分野の位置を明らかにするとともに、その社会における意義を自覚することにつながる。

コメント [広田照幸11]: この項は、(2) 教養教育としての法学教育の ii) とすべき。

また、法は社会における人間生活全体に関わり、特に国内・国際政治に深く関わっている。従って法制度は、決して抽象的な存在ではなくその基礎には様々な法政策的考慮が存在する。また現行の実定法の解釈だけでは解決することができない問題が生じるが、その解決は政治問題でもある。この意味で、法学の専門教育は政治学のそれと深く関わるといえる。同じことは、社会の経済システムとの関係でもいえる。これらの関連性を考える契機となる事項の教育も法学教育にとって極めて重要である。

もっともこれらの専門教育の前段階としての一般教育も、後に続く専門教育の具体的な目的との関係ではその内容も大きく違いがある。もっとも、法学教育においては、今日法的リテラシーを有する「法的市民」の育成は一つの大きな目的であるし、またこのような観点は法律専門職に進んだにしても、極めて有益である。そこで、**法学の教養教育においてもそのような観点が強く反映される必要がある。**

書式変更: 蛍光ペン

コメント [広田照幸12]: 「一般法学」の話なのか、教養科目としての「法学」の話なのか。記述の整理が必要。

・頻度の高い具体例の理解 一般市民として社会生活上遭遇する法にかかわる判断が必

要とされる事象のうちで、社会内で個人が最も頻繁に遭遇する事柄について対処法を身に付けることを主たる目的とすることもありうる。この場合には例えば、不動産売買・賃貸、交通事故の損害賠償、消費者問題、離婚、相続、保険、労働問題、医療過誤などの典型的な事例について、法が日常生活に深くかかわっていることを認識することを目的とすることがあり得る。このことは、法分野ごとの体系的理解に優先してよい。

- ・司法制度の利用の仕方 司法制度について広く学修することも極めて重要である。一般市民生活上法律問題が生じた際の情報収集のために、法律相談、法テラス、法律事務所等の利用法、さらに、調停の申立、さまざまな訴訟提起の仕方、強制執行、保全、差止め請求、不服審査請求などについてもその概要を学び、これらの手段が使えるようにすること、そのために、弁護士、司法書士をはじめとした法律専門家を活用できるようにすることなどが有用である。
- ・国際化への対応 グローバル化に対応し、自分が海外で出会う法的トラブル、日本国内での外国人労働者とのトラブルなどの解決法と予防法等について、身近な事例を中心に学ぶことも推奨される。そのさいに必要な最低限の外国語力の養成と、外国法、異文化についての最低限の理解を身に付けることが必要となる。
- ・市民性の涵養 高校までに学んだ、日本国憲法を中心とする国家の規範構造の理解を深化し、そこに盛られた民主主義と基本的人権の尊重について市民として十分な理解を得ること。また、裁判員制度の導入をうけて、市民が刑事裁判に参加する。刑事裁判における原則のみならず、警察、検察の役割や、受刑者の刑務所での処遇、出所後の生活環境など、刑事司法についての基本的な考え方と制度の理解は極めて重要である。また、具体的な冤罪事件の歴史について学ぶことも極めて有用である。
- ・日本の法曹についての知見 書物にまとめられている、社会に大きなインパクトを与えた基本的な事件に精通すること。最高裁、検察庁、法務省、日弁連の仕組みとそれを代表する人物が活躍した歴史についても知ることは司法の具体的理解に有用であろう。
- ・人間関係と組織についての経験知 一般的教養として、カリキュラム外での活動も軽視できない。大学における、クラブサークル活動は、生涯の友人を得る貴重な機会であるとともに、組織と個人、人と人の関係を学ぶ絶好の機会を与えてくれる。先生にも親にも頼らず、上級生として自立的判断を求められることを通して、責任感を身に付けることができるからである。

6. 法学教師の問題